

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月24日
【会社名】	ルーデン・ホールディングス株式会社
【英訳名】	RUDEN HOLDINGS CO.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西岡 勇人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号 渋谷インフォスタワー2階
【電話番号】	03(6427)8088(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐々木 悟
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号 渋谷インフォスタワー2階
【電話番号】	03(6427)8088(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 伊豫岡 俊治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年3月23日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年3月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

第2号議案 資本金及び資本準備金の減少（減資）並びに剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額金22億6287万8979円を金12億6287万8979円減少して金10億円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額金12億6287万8979円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 資本金の減少が効力を生ずる日

2023年5月1日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2022年12月31日現在の資本準備金の額7億9523万1449円を7億9523万1449円減少して、0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年5月1日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

3. 剰余金の処分の内容

上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち20億5811万0428円及び別途積立金110,000,000円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充てたいします。これによって、当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されることとなります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,058,110,428円

別途積立金 110,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,168,110,428円

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として西岡勇人、百田哲史の2氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として服部弘嗣、木村祐太、池田晃司の3氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額150万円以内（うち社外取締役分年額50万円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とするものであります。

第7号議案 自己株式取得の件

- 1.取得対象株式の種類
当社普通株式
- 2.取得しうる株式の総数
130万株を上限
- 3.株式の取得価額の総額
2億円を上限
- 4.取得期間
本定時株主総会終結の時から1年以内

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	73,932	348		(注)1	可決 99.53
第2号議案	73,894	386		(注)1	可決 99.48
第3号議案 西岡 勇人	73,793	487		(注)3	可決 99.34
百田 哲史	73,596	684			可決 99.07
第4号議案 服部 弘嗣	73,842	438		(注)3	可決 99.41
木村 祐太	73,864	416			可決 99.43
池田 晃司	73,856	424			可決 99.42
第5号議案	73,670	610		(注)2	可決 99.17
第6号議案	73,775	505		(注)2	可決 99.32
第7号議案	73,963	317		(注)2	可決 99.57

(注)1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注)2.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(注)3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上